



平成24年2月10日発行(全7ページ)

広野町役場

広報ひろの

号外 19

広野町役場 湯本支所

〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前5番地

☎0246-43-1331・1330

広野町役場

〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地

☎0240-27-2111

建設グループ	0240-27-4161	} 3グループは広野町役場で業務を行っています。
産業グループ	0240-27-4163	
除染対策グループ	0240-27-4162	



広野町役場
携帯電話版

※広報ひろの号外 19 は、所在確認で提出いただいた住所に送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、広野町役場湯本支所へご連絡をお願いします。

ラジオ情報 毎週日曜正午 FM いわき 76.2MHz 「広野町情報 FM いわき発」

本庁での業務再開

昨年4月15日より、役場湯本支所において行っておりました役場業務につきましては、本年3月1日より役場本庁において行うこととなりますので、お知らせします。

なお、一部の業務については、引き続き湯本支所で行います。

◆3月1日以降の業務

内容

役場本庁

大震災以前の業務を再開いたします。

ただし、戸籍業務の各種届出は、3月5日からとなります。

役場湯本支所

戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明書・納税証明書・課税証明書・評価額証明書などの発行業務、妊娠届、母子手帳・妊婦

健診受診券交付、社保乳

幼児医療費窓口無料化

受給者証発行、各種予防

接種申請、健康相談業務、

および借上住宅に係る

再契約業務などを行います。

(町税などの収納業務は行いませんので

ご注意ください。)

◆業務日

月曜日から金曜日

(土・日祝日は閉庁とさせていただきます。)

◆業務時間

午前8時30分から午後

17時15分まで

確定申告について

平成23年分所得の確定申告について、下記日程により受付いたしますので申告をお願いいたします。

また、今年度は所得税の申告期限が決まっていないため税務署からの「申告書」はお手元に

届きません。

なお、申告用紙については各税務署または広野町役場の申告会場に準備しております。

役場湯本支所

◆申告期間

2月16日から3月2日

◆受付時間

午前9時から午後4時

役場本庁

◆申告期間

3月5日から3月15日

◆受付時間

午前9時から午後4時

◆その他

なお、震災により住宅や家財、車などに損失のある方は雑損控除が適用される場合がありますので最寄りの税務署で申告をお願いいたします。

震災により例年より申告対象者が増え、申告会場が混みあうことが

予想されることから、税務署では職員を増員し対応しております。

※申告時間の短縮のため医療費控除のある方は、事前に各医療機関・個人ごとに区分・集計して申告をお願いいたします。

※東京電力の賠償金の中に課税所得となるものがありますので、申告の際には賠償金の内訳（東京電力から郵送された結果通知書）がわかるものを持参して下さい。

※公的年金の源泉徴収票に表示されている社会保険料控除の金額については、国民健康保険税、介護保険料の還付金が含まれておりませんのでご注意ください。

※収入の全くなかった方や年金収入のみの

方で申告会場に行くことが困難な場合には、電話でご相談ください。

※申告に必要な書類については、先日送付した「確定申告のお知らせ」をご覧ください。

◆問い合わせ

税務グループ
☎0246・43・1330

家屋の被害調査

家屋の被害状況調査について、**確定申告の準備・申告期間となり調査依頼があっても対応ができませんため現在中止しております。**

調査開始については4月を考慮しておりますのでご協力お願いいたします。

◆問い合わせ

税務グループ
☎0246・43・1330

児童扶養手当および

特別児童扶養手当

当の受給

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例法に基づき、いわき市以外に避難されている受給者の方について、避難先自治体に対し、受給資格者台帳を送付したことをお知らせします。それにより、各自自治体より事務手続きについての通知などがありますので、ご了承ください。

◆問い合わせ

福祉環境グループ
☎0246・43・1331

障害者控除対象者

認定書交付

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、満65歳以上の方で介護保険要介護認定者の場合は、障害者に準ずる者として、広野町長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、確定申告の際に障害者控除の対象者となります。

身体障害者手帳などをお持ちの方は、手帳所
持者として控除を受けることができますので、申請の必要はありません。

障害者控除対象者認定書について、次のとおり申請を受け付けます。

◆対象者の要件

(1) および (2) のいずれにも該当する方

(1) 平成23年12月31日現在において住民登録など・居住とも広野町の方

(2) 満65歳以上の人で、
① または ② に該当する方

① 要介護1から5の介護保険認定者で、次の「判断基準」を満たしている方

② 6カ月以上寝たきり状態で、複雑な介護を要する方

【障害者控除対象者認定の「判断基準」】

身体障害者または知的障害者に準ずる方の認定は、要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判定基準によって認定されます。

◆申請方法

役場湯本支所福祉環境グループ窓口で「障害者控除対象者認定申請

書」に必要な事項を記載・押印して申請してください。

◆申請受付

平成24年2月8日から
随時（閉庁日は除く。）

◆問い合わせ

福祉環境グループ

☎0246-43-1331

【判断基準表】

控除区分	判断基準
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上の方 又は 障害高齢者日常生活自立度が「A」以上の方
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」又は「M」の方 又は 障害者高齢者の日常生活自立度が「B」以上の方

広野小・中学校

広野町が指定されていた緊急時避難準備区域の解除により、広野町内での学校再開が事実上可能となりました。

しかし学校施設などの除染および地震被害の復旧作業が終了していないことや、子どもたちが生活する場の除染が済んでいないため、広野小学校（いわき市立中央台南小学校内）および広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内）は、引き続きいわき市内で授業を進めていきます。

また、平成24年2月6日現在、広野小学校へは83名の児童が、広野中学校へは23名の生徒が、それぞれ通学しています。今後、広野小・中学校へ通学を希望する児童生徒を随時受け入れて

まいりますので、希望される場合はそれぞれの学校までご連絡をお願いいたします。

【広野小学校・広野中学校の連絡先】

◆広野小学校（いわき市立中央台南小学校内）

〒970-8043 福島県いわき市中央台鹿島2丁目1-1

☎0246-38-6074

◆広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内）

〒972-8321 福島県いわき市常磐湯本町上浅貝10番地

☎0246-42-2655

児童生徒への就学

費支援

広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品

費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、国からの通知により原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会事務局へお問い合わせください。（※既に認定されている場合は、問い合わせの必要はありません。）

幼稚園就園奨励費

補助

広野町では、国が実施する被災園児に対する入園料や保育料の援助制度を活用し、お子さんが通園する幼稚園に支払う保育料などの一部を援助いたします。

昨年11月下旬にお子さんが通園する幼稚園などに保護者の方々へ

お渡しする通知や申請書などを送付いたしましたので、ご確認ください。

なお、平成23年11月分までの補助申請をされた方については、1月中旬にご指定の口座へ補助金を送金いたしましたのでご確認ください。

◆問い合わせ

教育委員会事務局

☎0246-43-1330

薪を燃焼使用した

際の取扱い

県内において薪ストーブを使用した際に発生する灰から指定廃棄物^{※1}の基準値を上回る43,780Bq/kgの放射性セシウムが検出されました。

指定廃棄物の基準値である8,000Bq/kgは、埋立作業に従事する

作業者の安全基準※²として示されたものであり、薪ストーブなどの使用者を対象としたものではありません。

薪を燃やした後の灰には最大で薪の182倍の放射性セシウムを含む試験結果が報告されており、灰の取扱いには、十分に注意して下さい。

現在、市販される薪の基準値については、40 Bq/kg 以下の値が設定されており、灰の取扱いには、十分に注意して下さい。

※1 放射性物質により汚染された廃棄物の内、8,000 Bq/kg を超える廃棄物のこと。

※2 作業者の安全基準8,000 Bq/kg は1日8時間・年間250日の労働時間のうちのそばで作業する場合の年間被ばく量1

※木炭の灰についても同様の取扱いとしてください。

※¹ 以内とした安全基準値である。

◆注意事項

1 薪ストーブなどの掃除にあたっては、灰を吸い込まないようマスクをすするとともに、ゴム手袋を着用してください。

2 薪を燃やした後に発生した灰については、庭や畑にまいたりせず、町の除染作業が実施されるまでの間、周囲への飛散や雨などによる流出を防止するため、ビニール袋などに入れ、家の裏等人の近寄らない場所に保管してください。

3 排煙による被ばくについては、煙に含まれる放射性セシウム濃度が低いいため、影響はありません。

※木炭の灰についても同様の取扱いとしてください。

◆問い合わせ

産業グループ

☎0240・27・4163

下水道料金の徴収

広野町では、平成24年3月ご使用分より下水道料金を徴収いたします。

◆お問い合わせ
建設グループ
0240・27・4161

就職相談会の開催

ハローワーク平により就職相談会が行われます。

◆内容

・求人情報提供および職業相談

・職業訓練情報提供および相談

高久地区

◆開催日時

2月22日

午後2時から午後3時

3月19日

午後2時から午後3時

◆開催場所

中央台高久第三仮設住宅談話室

常磐地区

◆開催日時

3月2日

午後2時から午後3時

◆開催場所

常磐迎第二仮設住宅集会所

四倉工業団地

◆開催日時

2月27日

午後2時から午後3時

3月26日

午後2時から午後3時

◆開催場所

四倉工業団地仮設住宅集会所

鬼越

◆開催日時

2月28日

午後2時から午後3時

3月27日

午後2時から午後3時

◆開催場所

鬼越仮設住宅集会所

◆お問い合わせ

ハローワーク平

☎0246・23・1421

法律相談会の開催

平成24年2・3月の相談会は、次のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。

◆内容

・生活相談／法律相談／原発損害賠償問題／多重債務問題／相続・借地問題など

高久地区

◆開催日時

2月18日

午後1時30分から午後3時30分

◆開催場所

中央台高久第三仮設住宅談話室

鬼越

◆開催日時

3月3日
午後1時30分から午後3時30分

◆開催場所

鬼越仮設住宅集会所

富岡消防署からの

お知らせ

ただいま、空気が乾燥し火災が起きやすくなっています。火災が発生すると、大規模な火災に発展しやすく、火の取扱には、普段以上に注意をお願いします。

一時的に帰宅される場合は火の取扱に注意しましょう。

皆様が帰宅する際に次のことについてお願いします。

① 町内の道路状態が震災により大変悪くなっております。特に橋の付近は段差の大きいところがありますので、走行には十分注意してください。

② 電気による火災を未然に防ぐため、ご自宅の電気のブレーカーを落としてください。

③ ご自宅周りや墓地を清掃された場合に、焚き火は控えて下さい。

④ お線香、ローソクの取扱いは十分注意してください。

⑤ たばこの投げ捨てはしないでください。

⑥ ガスコンロの消し忘れには注意してください。

⑦ ストープには、燃えやすいものを近づけないでください。
昼夜を問わず、管内の巡回を行っています。

◆問い合わせ

富岡消防署・富岡消防署
檜葉分署

☎0240-2512119

(富岡消防署は檜葉分署に拠点を移しています。)

まちの話題

【めちやくちや市開催】

平成24年1月21日(土)、22日(日)の2日間、静岡県伊東市において「第18回めちやくちや市」が開催されました。

広野町と伊東市は災害時の相互応援協定を締結し、現在、職員派遣の支援を受けていることから感謝の気持ちを含めて「伊東市のみなさんありがとう」の看板を掲げ、イベントで「つき

たてもちの無料配布」を行い、たくさんの方で賑わいました。

昔ながらに「うす」と

「きね」を使って、多くの来場者の皆さんといっしょに「わっしょい」と声をかけながら、もちつきをし、つきたてのものには、あんこやみかんジャムをからめて配布しました。広野町のブースは長蛇の列となり、もちを食べた多くの来場者からは、「やわらかくてとても美味しい」と大好評でした。



→めちやくちや市でのもちつきの様子

【町内の治安を守る】

広野町警戒パトロール隊は、犯罪を未然に防ぐため、双葉警察署と連携し、現在使用しているパトロール車両に青色回転灯を装備し、町内全域を24時間体制で警戒パトロールを行っています。



→パトロール隊の皆さん

がれき類運搬車両

の経路指定のお知

らせ

仮置き場から大型車両による廃棄物搬出のため、2月15日より一般持ち込み車両は、下記経路での搬入にご協力をお願いします。

◆問い合わせ

(株)南双クリーン産業東町作業所

☎0240・28・0770



広野町内モニタリングデータ		測定：富岡消防署および役場					単位：μSv/h
測定日	1/23	1/26	1/27	1/30	2/1	2/3	
測定データ	測定日天候						
	晴	晴	曇	雪	晴	晴	
測定所在地	測定日風向						
	北	無風	無風	北西	北	北	
調査線量 (単位：μSv/h)							
正木内集会所	0.46	0.45	0.44	0.47	0.47	0.46	
舘地区集会所	0.32	0.45	0.37	0.36	0.33	0.40	
折木地区集会所	0.40	0.29	0.30	0.34	0.38	0.36	
東下地区集会所	0.45	0.46	0.45	0.45	0.45	0.45	
亀ヶ崎地区集会所	0.34	0.32	0.33	0.35	0.33	0.30	
南沢地区集会所	0.40	0.42	0.39	0.41	0.43	0.45	
桜田地区集会所	0.48	0.43	0.42	0.48	0.43	0.43	
浅見生活改善センター	0.36	0.45	0.46	0.41	0.45	0.44	
長畑地区集会所	0.40	0.41	0.43	0.33	0.50	0.42	
小松地区集会所	0.44	0.40	0.54	0.52	0.53	0.49	
箒平地区集会所	0.45	—	—	—	—	—	
下浅見川地区集会所	0.48	0.46	0.38	0.44	0.47	0.46	
築地地区集会所	0.40	0.53	0.44	0.49	0.36	0.48	
浜田地区集会所	0.45	0.29	0.36	0.53	—	0.38	
下北迫地区集会所	0.62	0.51	0.53	0.47	—	0.53	
上北迫地区集会所	0.60	0.56	0.56	0.54	0.63	0.56	
田の神地区集会所	0.64	0.63	0.63	0.63	0.65	0.60	
二本柵地区集会所	0.60	0.61	0.48	0.51	0.51	0.48	
苗代替地区集会所	0.50	0.46	0.51	0.62	0.54	0.54	
広野町公民館	0.40	0.34	0.35	0.33	0.32	0.34	
広洋台地区集会所	0.52	0.49	0.52	0.54	0.53	0.40	
二ツ沼総合公園	0.66	0.67	0.64	0.67	0.68	0.64	
仮置き場	0.40	0.40	0.40	0.40	0.44	0.41	
広野町役場	0.18	0.18	0.19	0.18	0.18	0.19	
総合グラウンド	0.42	0.49	0.37	0.47	0.42	0.55	
桜田住宅	0.40	0.44	0.37	0.38	—	0.37	
広野幼稚園	—	0.49	—	—	—	0.26	
広野小学校	—	0.54	—	0.41	0.45	0.48	
広野中学校	—	0.20	—	0.30	—	0.30	

※観測日の、天候・風向については役場を基準とする。

※測定方法については、地上1mの高さでおこない、シンチレーション式サーベイメーターで測定し、安定後上限値を記録すること。

※「—」は実施せず。